

茂原市森林環境整備基本計画（案）のパブリックコメント（意見募集）の結果について

意見募集の趣旨

茂原市森林環境整備基本計画（案）について、広く市民の皆さまからご意見をいただくため、パブリックコメント（意見募集）を実施しましたところ、結果は、以下のとおりでした。

貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

意見等の募集期間

令和3年12月1日（水曜日）～令和3年12月28日（火曜日）

意見等の受付人数および件数

5人 12件

（提出方法 直接持参2人、郵送1名、電子メール2人）

お寄せいただいたご意見の趣旨およびご意見に対する市の考え方

お寄せいただいたご意見については、原則として原文のまま掲載しております。

番号	ご提出いただいた意見等の概要	市の考え方
1	松、杉(カズサ松)を育てている。種や苗木を育てている。びわを同時に育てれば松や杉が育つ。松とびわの比率が10:1。びわを食べながら松、杉を育てよう。	現段階ではご意見の森林整備手法が有効性を判断できないため、計画には反映できませんが、千葉県農林総合研究センター森林研究所等に確認し、有効な報告が確認できた場合は、ご意見を参考に森林整備に取り組むことを検討いたします。
2	近年の台風の襲来等により、過去に例を見ない甚大な森林被害を受け、未だに復旧されていない所が多く有ります。防災をはじめ森林の持つ公益機能と森林を適切に維持管理されることの重要性を感じているところです。 令和元年に「森林経営管理法」の施行、「森林環境譲与税」制度の開始により、この制度を活用してこの地域の森林が整備されることを望みます。	本計画に基づき、森林の持つ公益的機能及び多面的機能を発揮するため、森林経営管理制度の活用を検討し、森林環境譲与税を活用した森林整備を行ってまいります。

3	<p>以前は千葉森林組合が有り、組合員の人達が集まって森林の話合が持たれていた様に思います。</p> <p>先の台風15号、19号により荒れた山林が一層荒れ、山と山の境界線を確認の為に入ることが出来ません。</p> <p>先に外房有料道路建設の為に、供出した山、山林の残った土地が少ばかりあちこちに有りまして困っております。こんな山でも税金は納めております。この山林が市の為に役立つのであれば協力したいと思います。(仲谷、棒谷、寺向)</p> <p>希望としては、新治地区の様に開拓してください。お願い致します。</p>	<p>令和元年台風15号及び19号の襲来により、茂原市内の人工林をはじめ、多くの森林被害が発生しました。風倒木による周辺施設への影響や森林の荒廃を防止するため、本計画に基づき、森林整備を進めてまいります。</p>
4	<p>整備計画の一環として、有害鳥獣対策を入れたらと思います。特に里山の有害鳥獣対策は待った無しの状態ではないですか。</p>	<p>荒廃した森林に対して、間伐や下刈りなどの適切な森林整備及び維持管理を行うことで、有害鳥獣が出没しにくい環境が形成され、有害鳥獣対策として一定の効果が得られると思われまます。また、有害捕獲や森林に隣接する耕作放棄地の解消等の事業に引き続き取り組んでまいります。</p>
5	<p>森林の維持管理には大変な労力があるので、ボランティアによる整備を検討したらどうですか。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、ボランティア等の人材を活用した森林整備を実施するため、「多様な担い手の育成事業」に関する項目を計画に記載し反映させていただきました。(P.66)</p>
6	<p>茂原市森林整備計画があるとのこと。パブコメがされていないし、市のホームページでもヒットしないが、できればオープンにしてもらいたい。</p>	<p>茂原市農政課のホームページにおいて公表いたします。</p>
7	<p>計画の P28 にある目指すべき森林の姿(機能別)とP29のⅠ経済林・Ⅱ近接林・Ⅲ里山林・Ⅳ環境林の区分、さらに P64 の「各地区内において目標とする森林の姿」としてその整備の方向が示されてありますが、それぞれの区分の関係をどのように理解すれば良いのでしょうか。</p>	<p>P.28の(ア)目指すべき森林の姿(機能別・広域的)に記載された各機能について、P.29(イ)目指すべき森林の姿(配置的)に記載されたⅠ～Ⅳの山林形態に当てはめて配置することで目指すべき森林の姿を設定し(P.34～P.45)、その森林を形成するため、P.64に記載された、各地区の特徴に対応した整備を実施してまいります。</p>

8	<p>森林所有者の意向調査後、整備する森林の拾い出し、整備森林の集約化および整備の具体的な実施についてどのようなスケジュールで行なうのでしょうか。</p>	<p>令和4年度に優先順位の高いA地区において、森林整備の意向調査実施や、森林の集約化を含む森林経営計画等を策定し、令和5年度に森林整備に取り掛かる予定です。</p> <p>なお、緊急的に伐採が必要な箇所については、令和4年度に予算の範囲内で伐採を行う予定です。</p>
9	<p>森林整備の担い手は誰を想定していますか。</p>	<p>森林経営管理制度に基づき、市町村が森林整備を実施する場合は、千葉県が公表している「意欲と能力のある林業経営者」や「意欲と能力のある林業経営者へと育成を図る林業経営体」を担い手として想定しています。</p> <p>また、既存の森林経営計画に取り込み整備を実施していく場合は、森林組合等を担い手として想定しております。</p>
10	<p>64 ページの台風被害林の整備とは具体的にどのような整備でしょうか。</p>	<p>台風被害林を伐採、搬出し、植栽を行う特殊地帯の実施を想定しております。</p>
11	<p>64 ページのA地区では、複層林化を進める森林整備としてありますが、この地区は地下水位が高いので、樹木の根が深く張ることは難しいと思われませんが、複層林化は可能でしょうか。</p>	<p>土中の水分量が多い土地においても複層林化は可能とされておりますが、状況に応じて最適な樹種を選定し、複層林化に取り組んでまいります。</p>
12	<p>道路や主要インフラに隣接する森林に隣接している森林は当該計画によると、各地区で見られます。前回の台風15号では、このような森林の倒木により電線等への被害が県内で多く見られました。このような被害を防ぐことは市民生活に直結しますので、計画では「優先順位判定表をもとに、原則的に優先順位の高い地区から、次の森林整備を重点的に進めていきます。」としてありますが、優先順位によるのではなく、道道路や主要インフラに隣接する森林の整備は最優先の課題として進めていただけないでしょうか。</p>	<p>本計画では、森林整備を実施する優先順位について、優先順位を判定するための項目を5つ設定しており、そのうち2項目は「道路や施設に接している森林」及び「台風被害を受けている森林」であり、本計画全体として、台風被害を防止する目的を重視して策定しております。つきましては、本計画通り優先順位に基づき、森林整備を実施してまいります。</p>